

文京区心身障害者等福祉手当条例の一部を改正する条例

1 改正のあらまし

- (1) 所得税法（昭和40年法律第33号）の一部改正に伴い、同法の規定を引用している部分の規定を整備する。
- (2) その他、規定の整備を行う。

2 新旧対照表

文京区心身障害者等福祉手当条例（昭和四十九年条例第八号）

改正後（案）	現行
<p>第一条（略）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、第一号又は第二号にあつては、別表に定める程度の障害のある者とする。</p> <p>一 身体障害者</p> <p>二 知的障害者</p> <p>三 脳性麻痺又は<u>進行性筋萎縮症</u>にり患している者</p> <p>四 別に規則で定める特殊疾病にり患している者</p> <p>（受給資格）</p> <p>第三条 手当は、区の区域内に住所を有する障害者に支給する。ただし、障害者となつた年齢が満六十五歳以上の者には、支給しない。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、当該障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当は支給しない。</p> <p>一 前年の所得（一月から七月までの手当については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるとき。ただし、手当の支給を受</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、第一号又は第二号にあつては、別表に定める程度の障害のある者とする。</p> <p>一 身体障害者</p> <p>二 知的障害者</p> <p>三 脳性麻痺又は<u>進行性筋萎縮症</u>にり患している者</p> <p>四 別に規則で定める特殊疾病にり患している者</p> <p>（受給資格）</p> <p>第三条 手当は、区の区域内に住所を有する障害者に支給する。ただし、障害者となつた年齢が満六十五歳以上の者には、支給しない。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、当該障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当は支給しない。</p> <p>一 前年の所得（一月から七月までの手当については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるとき。ただし、手当の支給を受</p>

けようとする年の八月一日において満二十歳未満である場合については、主としてその者の生計を維持する扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に規定する扶養義務者をいう。）があるとき又は同一生計配偶者であるときは、当該扶養義務者又は配偶者の前年の所得とする。

二 文京区児童育成手当条例（昭和四十六年十月文京区条例第二十九号）の規定に基づき障害手当の支給を受けているとき。

三 別に規則で定める施設に入所しているとき。

第四条から第十二条まで （略）

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区心身障害者等福祉手当条例第三条第二項第一号の規定は、平成三十一年八月以後の月分の心身障害者等福祉手当の支給について適用し、同年七月以前の月分の心身障害者等福祉手当の支給については、なお従前の例による。

別表（第二条関係）

【別記1 参照】

けようとする年の八月一日において満二十歳未満である場合については、主としてその者の生計を維持する扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に規定する扶養義務者をいう。）があるとき又は控除対象配偶者であるときは、当該扶養義務者又は配偶者の前年の所得とする。

二 文京区児童育成手当条例（昭和四十六年十月文京区条例第二十九号）の規定に基づき障害手当の支給を受けているとき。

三 別に規則で定める施設に入所しているとき。

第四条から第十二条まで （略）

別表（第二条関係）

【別記1 参照】

【別記1】

改正後（案）

障害の種別	障害の程度	手当の額
身体障害者	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）第五条第三項に規定する障害の程度（以下「身体障害者福祉法等に定める障害の程度」という。）が二級以上のもの	月額 一五、五〇〇円
	身体障害者福祉法等に定める障害の程度が三級の者	月額 一三、五〇〇円
知的障害者	東京都愛の手帳交付要綱（四二民児精発第五十八号）第五条第一項の規定により愛の手帳の交付を受けた者で、知的障害の程度（以下「愛の手帳交付要綱に定める知的障害の程度」という。）が一度から三度までのもの	月額 一五、五〇〇円
	愛の手帳交付要綱に定める知的障害の程度が四度の者	月額 一三、五〇〇円
脳性麻痺又は <u>進行性筋萎縮症</u> にり患している者		月額 一五、五〇〇円
別に規則で定める特殊疾病にり患している者		月額 一五、五〇〇円

現行

障害の種別	障害の程度	手当の額
身体障害者	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）第五条第三項に規定する障害の程度（以下「身体障害者福祉法等に定める障害の程度」という。）が二級以上のもの	月額 一五、五〇〇円
	身体障害者福祉法等に定める障害の程度が三級の者	月額 一三、五〇〇円
知的障害者	東京都愛の手帳交付要綱（四二民児精発第五十八号）第五条第一項の規定により愛の手帳の交付を受けた者で、知的障害の程度（以下「愛の手帳交付要綱に定める知的障害の程度」という。）が一度から三度までのもの	月額 一五、五〇〇円
	愛の手帳交付要綱に定める知的障害の程度が四度の者	月額 一三、五〇〇円
脳性麻痺又は進行性筋萎縮症にり患している者		月額 一五、五〇〇円
別に規則で定める特殊疾病にり患している者		月額 一五、五〇〇円